

エコマーク商品類型No.143「靴・履物 Version1.5」
パブリックコメントにおける御意見と対応内容

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・本認定基準案への『植物由来材料』（植物由来合成繊維と植物由来プラスチック）の基準追加に関して、UNEP（国連環境計画）が推進するタイプ I 環境ラベルでの世界初の成果事例として、貴協ご尽力に敬意を表する。 ・日本政府が目指す低炭素社会の実現に向けて社会貢献する『植物由来材料』はますます高い関心を集めており、本認定基準案への『植物由来材料』基準項目の追加・採用は、大変意義深いものだと理解する。 ・日本政府は、「パリ協定」以降、地球温暖化対策推進法で策定が義務づけられている新たな「地球温暖化対策計画」を取り纏め、3月15日づけで環境省が同計画（案）の意見募集をスタートしました。その計画（案）には、「バイオマスプラスチック類の普及」が掲げられ、その対策評価指標として「バイオマスプラスチック国内出荷量；2020年度：79万t、2030年度：197万t」の政府目標が数値化されています。また、各主体ごとの対策では、「消費者：商品を購入する際、バイオマスプラスチックを使用した製品（認証を取得した商品）を優先的に選択する。」と貴協エコマークにとっても大変好ましい具体策が公開されている。 ・貴協においては、地球温暖化対策推進法のもと、新たな政府計画目標の達成実現に向けた誘引策として、その他の分野・用途における横断的な『植物由来材料』基準項目の水平展開が期待されている。 	
2	分類 A～C 3.用語の定義	<p>「バイオベース合成ポリマー含有率」の定義と「バイオベース合成ポリマー」の定義を合わせて解釈すると、「バイオベース合成ポリマー含有率」の定義が、基準案で意図している植物由来成分の含有率ではなく、バイオベース合成ポリマーそのものの含有率と誤解される可能性がある。</p>	ご意見を踏まえ、「バイオベース合成ポリマー含有率」の定義、ならびに関連する「植物由来プラスチック」の定義の表現を修正しました。
3	分類 A～C 3.用語の定義	<p>本認定基準案の 3.用語の定義のうち、『植物由来プラスチック』の定義には先例があり、No.103・No.104・No.105 認定基準書の 3.用語の定義のうち、『植物由来プラスチック』</p>	同上

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
		<p>の定義である『植物を原料とするプラスチック。ISO16620-1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es),wholly or partly from biomass resources)のうち、植物を原料とするものを指す。』に『ただし、でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。』を追加修正すべきと考える。</p> <p>【理由・背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ISO16620-1 3.1.4 “biobased synthetic polymer”の用語定義を引用し、植物由来へ特定するのが適切である。 2. 先例のNo.103・No.104・No.105 認定基準書の 3.用語の定義には、直近で検討された『植物由来プラスチック』の用語定義が明示されている。 3. ただし、ISO16620-1 3.1.4 には、注記（原文：NOTE 1 to entry: Natural polymers are not classified as biobased synthetic polymers. [see sub-clause 3.1.7（原文：3.1.7 natural polymer：polymer obtained from biomass, in which the polymer retains the original chemical structure and composition present in biomass. EXAMPLES Starch, cellulose, lignin or lignocellulose.）]）があり、『ただし、でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。』を追加することで、理解がしやすくなると想定される。 4. また、近い将来、『植物由来プラスチック』のポリマー種が増えることは容易に想定できるため、3.用語の定義にポリマー種を多数列挙するのは見苦しく、先例であるNo.103・No.104・No.105 認定基準書の 4-1-1.(2)と同様に、基準要件としてポリマー種を明示するのが適切と考える。 5. なお、本認定基準案の 4-1-1.(2)・表 1（6 頁）には、既に『植物由来材料』欄に『…（PET、PE、PLA を対象とする）』とポリマー種の基準要件が明示されているため、問題ないと考える。 	

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
4	分類 A～C 3.用語の定義	<p>最新の先例であるNo.103・No.104・No.105 認定基準書の 3.用語の定義のうち、『バイオベース合成ポリマー含有率』の用語定義を参考に、『製品（または認定の基準で指定する部分）に占める植物由来合成繊維又は植物由来プラスチックに含まれる植物由来原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す（原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product.）。』へ見直し修正すべきと考える。</p> <p>【理由・背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 27 年度「グリーン購入法基本方針（平成 28 年 2 月）」説明会（「資料 2」の 30 頁）で、植物由来の合成繊維又はプラスチックと動植物繊維又は天然由来ポリマーとの C14 識別が事実上、困難との理由から、「植物由来の合成繊維又はプラスチックは、原料樹脂の段階でバイオベース合成ポリマー含有率を測定・算出し、その結果を根拠として最終製品の適合証明・確認を行うことが望ましい」と環境省が国民へ説明済みである。 <p>（参照 URL : http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/h27_mat/h27_mat02.pdf)</p> <ol style="list-style-type: none"> ISO 16620-1 3.1.5 の用語定義に明示がある”product”は、同 3.1.8 に用語定義があり（原文 : ISO16620-1 3.1.8 product : resins, material or objects/articles resulting from a production process）、原料樹脂（『植物由来プラスチック』）や合繊素材（『植物由来合成繊維』）も”product”に該当する。 なお、ISO16620-1 3.1.5 には、”NOTE 1 to entry: The amount of biobased synthetic polymer in the product is expressed as a fraction or percent of the mass of biobased synthetic polymer to the total mass of the product.”の注記がある。 	同上

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
	分類 A～C 3.用語の定義	<p>先例のNo.103・No.104・No.105 認定基準書同様、『バイオベース合成ポリマー』の用語定義は不必要と考える。</p> <p>【理由・背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> No.103・No.104・No.105 認定基準書に『バイオベース合成ポリマー』の定義はないが、問題は生じていない。 逆に本認定基準案の 3.用語の定義では、『植物由来プラスチック』と『バイオベース合成ポリマー』との関係を明らかにしていないため、大きな誤解を生じる可能性が高く、リスクの高い用語・定義の追加になっている。 	同上
5	分類 A～C 3.用語の定義	<p>本認定基準案の 3.用語の定義に『植物由来材料』の追加を希望する。「付属証明書（案）」に明示がある『植物由来材料』の意図から、用語の定義は、『植物由来合成繊維または植物由来プラスチックまたはそれらの混合物。』が適切だと思われる。</p> <p>【理由・背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 本認定基準案のうち、付属証明書（案）に『植物由来材料』の明示があるが、3.用語の定義には『植物由来材料』の定義がなく、あいまいで特定されないため、誤解を招く可能性がある。 『植物由来合成繊維』と『植物由来プラスチック』の用語が、同時に用いられる表現が多く、付属証明書（案）の『植物由来材料』を定義づけし、将来に亘り、貴協での効率アップ・省力化を図るのが最適だと思う。 	<p>用語の定義では、認定基準本文において使用される用語について定義を記載しています。「植物由来材料」という用語は、認定基準本文において使用されていないため、原案どおりとします。</p> <p>なお、付属証明書の「植物由来材料」の記載は修正しました。</p>
6	分類 A 別表 1 環境配慮設計チェックリスト 分類 B、C 4-1-1.(2) 再生材料等の基	<p>本認定基準案の各項に複数ある『再生材料等』の定義が見当たらず、あいまいで特定されず、不正確で検証できないため、誤解を招く危険性が高まっている（ISO/JIS Q14020 4.2 や ISO/JIS Q14021 5.3 への不適合リスク）。従って、『再生材料等』ではなく、『環境への負荷の低減に資する原材料』（環境基本法の法令用語）、あるいは、『環境負荷の低減に資する原材料』（グリーン購入法基本方針の規制用語）が適切な表現だと理解する。</p> <p>【理由・背景】</p>	<p>ご意見を踏まえ、「再生材料等」の表現は修正しました。</p>

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
	準配合率	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="389 256 1456 480">1. 日本国民が順守すべき法令要求事項の環境基本法・第8条3項には、「…、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、…、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。」とある。 <li data-bbox="389 496 1456 767">2. また、順守すべきグリーン購入法基本方針（平成28年2月）・前文には、「この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（…）に規定される法人（…）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。…」とある。 <li data-bbox="389 783 1456 1054">3. エコラベル運営団体やラベル認定商品の供給事業者などが順守すべき規制要求事項のISO/JIS Q14020 4.2原則1には、「環境ラベル及び宣言（ISO/JIS Q14050 8.2.1項の用語）は正確で、検証可能で、関連性があり、誤解を与えないものでなければならない。」とある。また、ISO/JIS Q14021 5.3 あいまい又は特定されない主張には、「あいまいな又は特定されない環境主張、又は製品が環境に有益若しくは環境に優しいと大まかにほのめかす環境主張をしてはならない。」とある。 <li data-bbox="389 1070 1456 1390">4. 本認定基準案の4-1-1(2)b.の表1にある『再生材料等』欄に挙げられた酵素系漂白綿、オーガニックコットン、植物由来合成繊維や植物由来プラスチックは、一般的に再生材料ではありません。従って、景品表示法上の一般消費者を誤認させる表示（不当表示）の可能性が強まり、極めてリスクの高い表現だと言わざるを得ない。 以上のことから、『再生材料等』は、別の適切な表現や用語に見直されるべきと考える。 	

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
7	分類 B、C 4-1-1.(2) 再生材料等の基準配合率 【証明方法】	<p>『いずれの原料も、中間製品<u>または紡織基礎製品</u>としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品<u>または紡織基礎製品</u>の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料証明書、バイオベース炭素含有率の測定結果、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持についての証明書に代えることができる』への修正見直しを強く希望する。</p> <p>【理由・背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「靴・履物」の部品には、<u>織物・編物・人工皮革・不織布</u>があるが、<u>前者 2 つは『紡織基礎製品』に該当</u>し、後者 2 つは『中間製品』に該当する。従って、エコマーク認定品のうち、<u>前者 2 つの『紡織基礎製品』が本認定基準案にはなく、『紡織基礎製品』の追加見直しを強く希望する。</u> 『商品の型式・品番など』が貴協ウェブサイトで公開されており、<u>『・品番など』の追加が必要</u>と考える。 	<p>「中間製品としてエコマーク認定品を使用する」は、「材料としてエコマーク商品を使用する」という主旨であるため、原案通りとします。</p> <p>なお、「型式」の部分については、「型式・品番など」に修正しました。</p>
8	分類 B、C 4-1-1.(3) 植物由来プラスチック・植物由来合成繊維のサプライチェーン、LCA 【証明方法】	<p>・『中間製品<u>または紡織基礎製品</u>としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品<u>または紡織基礎製品</u>の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、本証明に代えることができる。』への見直しを強く希望する。</p> <p>【理由・背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「靴・履物」の部品には、<u>織物・編物・人工皮革・不織布</u>があるが、<u>前者 2 つは『紡織基礎製品』に該当</u>し、後者 2 つは『中間製品』に該当する。従って、エコマーク認定品のうち、<u>前者 2 つの『紡織基礎製品』が本認定基準案にはなく、『紡織基礎製品』の追加見直しを強く希望する。</u> 『商品の型式・品番など』が貴協ウェブサイトで公開されており、<u>『・品番など』の追加が必要</u>と考える。 	同上
9	分類 B 4-1-2. (13)	『 <u>中間製品または紡織基礎製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品または紡織基礎製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属</u>	本項目の対象となる材料にエコマーク認定商品を加工せずに使用する場合は、本証明を省略する

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
	繊維材料の染料・顔料 【証明方法】	<u>証明書に記載することで、本証明に代えることができる。</u> 』の追加を強く希望する。 【理由・背景】 1. 中間製品や繊維基礎製品のエコマーク認定品の場合、本認定基準案を満たしており、貴協へ証明済みである。	ことができますが、何らかの加工を加えた場合は、本証明が必要となる場合があります。いずれも申請時に判断しますので、原案どおりとします。
10	分類 B 4-1-2. (14) 繊維材料の各種加工 【証明方法】	『 <u>中間製品または繊維基礎製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品または繊維基礎製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、本証明に代えることができる。</u> 』の追加を強く希望する。 【理由・背景】 1. 中間製品や繊維基礎製品のエコマーク認定品の場合、本認定基準案を満たしており、貴協へ証明済みである。	同上
11	分類 B 4-1-2.(15) 繊維材料のホルムアルデヒド 【証明方法】	『 <u>中間製品または繊維基礎製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品または繊維基礎製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、本証明に代えることができる。</u> 』の追加を強く希望する。 【理由・背景】 1. 中間製品や繊維基礎製品のエコマーク認定品の場合、本認定基準案を満たしており、貴協へ証明済みである。	同上
12	分類 B 5.商品区分、表示など (2)	『 <u>植物由来材料（植物由来合成または植物由来プラスチック）</u> を使用する製品は、□□に「 <u>植物由来合成繊維</u> 」または「植物由来プラスチック」（「植物由来 PET」などポリマーの種類名に置き換えてもよい）と記載、○%に当該材料区分における <u>植物由来材料（植物由来合成繊維または植物由来プラスチック）の配合率</u> を記載すること。』への修正を強く希望する。 【理由・背景】 1. 再生材料の場合でも、再生材料（プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料）の配合率を○%と表示するのみであり、再生材料（プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料）に含まれる、環境基本法の法令用語である	ご意見を踏まえ、植物由来合成繊維の表示内容を修正しました。

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
		<p>「再生資源」の含有率やその由来資源の割合を〇%と表示させていない。</p> <p>2. 中間製品や紡織基礎製品のエコマーク認定品は、さらに厳しい基準に適合しており、証明書は提出済みである。</p>	

意見者 2、意見総数 12